

福岡市版

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



ほこみち制度のご案内



いつもの道路をカフェスペースに



道路空間の新たな活用を！

ほこみちで**通**りに賑わいが**生**まれる



「ほこみち制度」ってどんな制度？

ほこみち制度とは、道路を通行空間として使うだけでなく、まちの賑わいや通りの魅力を高める目的で、柔軟に活用できる制度です。

- 福岡市では、沿道の一般店舗との共存を図るため、「常時」と「イベント時」に区分して制度を運用しています。
- 制度を活用する道路では「歩行者利便増進施設」として様々な物件（もの）の設置が可能となります。



「常時利用」のオープンカフェ
パサージュ広場（WeLove 天神協議会）



「イベント時利用」のキッチンカー
筑紫口中央通り（博多まちづくり協議会）



「歩行者利便増進施設」として設置が認められる物件例

常時認められる物件として、ベンチ・街灯、
フラワーポット、看板・標識、
オープンカフェのセット等があります。

イベント時には、キッチンカーや購買施設、
お弁当やパンなどの移動販売施設等の
設置が可能となります。

ほこみち制度は **だれでも活用できますか？**

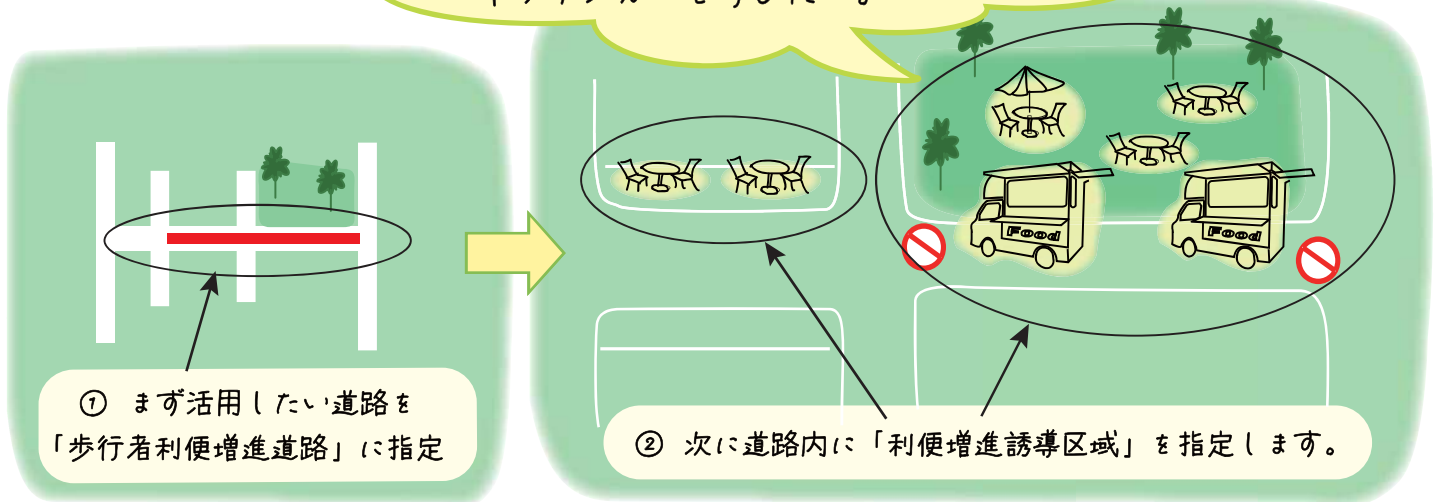
ほこみち制度を活用できるのは、個人ではなく「沿道住民等の理解が得られている団体」としています。

- 「沿道住民等の理解が得られている団体」とは、「地域まちづくり協議会」や「商店街組合」などの地域団体となります。
- また公共空間である道路を活用することから、利用後の道路清掃や原状回復、その周辺の清掃やパトロールなど適切な管理や地域貢献ができることも条件となります。

ほこみち制度を活用するための 準備って何が必要？

ほこみち制度を活用するためには、「歩行者利便増進道路」と「利便増進誘導区域」の2つを指定する必要があります。

歩道で、常時オープンカフェを開きたい。
お祭りのときは、車道を歩行者天国にして
キッチンカーを呼びたい。



- 「利便増進誘導区域」では、可能な限り「常時」と「イベント時」の利用内容や利用範囲を図面等で明確にしておくことが重要です。
- また、イベント時の利用では、車道を歩行者天国にすることで、歩道幅員が狭い道路や歩道がない道路においても、活用できる可能性があります。

ほこみち制度を 活用するまでの手続きは？

占用が認められるまで、道路の条件にもよりますが、計画を立ててから概ね6カ月程度かかります。

事業計画の策定から占用開始まで
福岡市がサポートします。

- ①— 計画作成（事業者）**
事業者が道路空間でどんなことをしたいか、計画を立てます。
- ②— 関係機関協議（事業者）**
事業者が福岡市と一緒に警察など関係機関と協議します
- ③— 指定の手続き（福岡市）**
市が道路指定、区域指定の手続きを行います
- ④— 指定の完了（福岡市）**
市が道路指定、区域指定の手続きを完了します
- ⑤— 占用開始（事業者）**
事業者は、ほこみち制度として占用許可手続きのうえ道路占用を開始します。

- 初めて道路空間を活用する場合は、道路や区域指定前に社会実験を必要とする場合があります。
- ほこみち制度を活用するには、道路幅員など、一定の条件がありますが、狭い道路でも利用できる場合があります。
- まずは市の相談窓口にお気軽にご相談ください。

よくあるご質問

Q | ほこみち制度の活用におけるメリットは何ですか？

- ほこみち制度を活用することで、道路占用許可が柔軟にみとめられます。
- これにより、看板やオープンカフェセットなど、まちに賑わいを生むことを目的とした占用物件が設置可能となります。

Q | 制度を利用する場合の占用料や占用期間について教えてください。

- 占用主体により提案される、道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合、福岡市道路占用料徴収条例で定める占用料の額の90%が減額されます。
- 占用期間は最長5年ですが、実際に制度を活用する中で計画の見直しなどが生じると考えられるため、申請から1年を基本としています。

Q | イベント期間について教えてください。

- 1イベントにつき30日以内とし、年度単位で最大180日間までとなります。
- またイベントの申請者が別の団体であっても、同一の利用区間であれば、同じイベント期間としてカウントされます。

Q | 駅前広場でもほこみち制度は活用できますか？

- 駅前広場が、道路区域に含まれていれば、ほこみち制度の活用は可能です。
- 駅前広場の利用にあたっては、駅の管理者と協議・調整が必要な場合がありますので、まずは市の相談窓口までご相談ください。

Q | 占用が認められない物件について詳しく教えてください。

- レンタサイクル用の自転車駐車器具の占用は、駐輪施設からあふれた場合の道路交通への影響が大きいため原則認めていません。
- 屋台は、福岡市屋台基本条例により営業に係るルールが定められていることから、ほこみち制度では出店を認めていません。

相談窓口：道路下水道局 計画部 道路利活用推進課 道路利活用推進係
電話番号：092-711-4519
E-mail：dororikatsuyo.RSB@city.fukuoka.lg.jp

